

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の実施期間

平成30年2月1日から平成30年3月26日まで

#### 2 監査の対象

こども未来課

こども発達支援事業所（愛称 すみれ）

（所管課：こども未来課）

#### 3 監査の事項及び範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行された事務事業を監査対象とした。

なお、時間外勤務時間については平成29年4月1日から平成29年9月30日までとした。

#### 4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかの主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長、所長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

### 第2 監査等の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

（注）○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって合計額が一致しない場合がある。

○ 比率（％）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

○ 歳入における、収入率の算式は収入額/調定額×100である。

○ 歳出における、執行率の算式は執行額/予算現額×100である。

#### 1 こども未来課

##### (1) 事務事業の概要

ア 課内組織

児童福祉部門、保育支援部門の2部門で構成されており、所管施設として中央児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、保育園、こども発達支援事業所がある。

イ 職員人数等は次のとおりである。(ただし、こども発達支援事業所、保育園除く) 管理職員(課長)1人、一般職員8人、臨時職員28人(臨時職員1人、児童厚生員2人、放課後児童支援員21人、子育て支援センター指導員他3人、家庭相談員1人)の合計37人である。

なお、課長は児童館長兼任である。

ウ 歳入及び歳出については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。)

(ア) 歳入(抜粋)

a 民生費負担金・児童福祉費負担金

収入額は85,418千円で収入率は95.4%である。

(a) 保育所保護者負担金

収入額は82,381千円で収入率は95.7%である。

現年度分収入額は81,638千円で収入率は97.0%、  
過年度分収入額は743千円で収入率は38.5%である。

(b) 一時預かり利用者負担金

収入額は1,247千円で収入率は89.1%である。

(c) こども発達支援所利用者負担金

収入額は1,365千円で収入率は86.1%である。

(d) 時間外保育料

収入額は101千円で収入率は85.9%である。

(e) 施設型給付費

収入額は325千円で収入率は100.0%である。

b 雑入・民生費雑入

収入額は32,910千円で収入率は91.9%である。

(a) 保育園及び事業所職員給食代

収入額は4,855千円で収入率は100.0%である。

(b) 放課後児童クラブ徴収金

収入額は14,966千円で収入率は84.7%である。

(c) 児童館事業材料費徴収金他

収入額は174千円で収入率は100.0%である。

(d) 児童発達支援事業収入  
収入額は 11,925 千円で収入率は 100.0%である。

(e) こども医療費過年度返還金  
収入額は 990 千円で収入率は 100.0%である。

(イ) 歳出

a 児童福祉総務費

支払額は 116,847 千円で執行率は 58.1%である。

(a) 児童福祉費 5,268 千円で執行率は 27.8%である。

主なものは臨時職員賃金 2,589 千円出産祝金事業  
2,400 千円である。

(b) 児童虐待防止事業費 2,153 千円で執行率は 40.1%で  
ある。

主なものは臨時職員賃金 2,026 千円である。

(c) ひとり親家庭対策事業費 4,172 千円で執行率は  
67.0%である。

主なものは母子家庭等医療費 3,800 千円である。

(d) こども発達支援事業費 13,858 千円で執行率は  
56.3%である。

主なものは臨時職員賃金 10,362 千円需用費 2,021  
千円である。

(e) こども医療費助成事業費 91,396 千円で執行率は  
62.6%である。

主なものはこども医療費 84,803 千円医療費支払事  
務手数料 6,174 千円である。

b 児童措置費

支払額は 352,467 千円で執行率は 65.0%である。

全額、児童手当費である。

c 保育所費

支払額は 124,005 千円で執行率は 62.5%である。

(a) 保育園管理費 124,005 千円で執行率は 62.5%である。

主なものは臨時職員賃金 78,869 千円、保育園人材派  
遣委託料 6,039 千円、施設型給付費(認定こども園等)  
26,023 千円、地域型保育給付費(小規模保育所)  
10,773 千円である。

d 児童館費

支払額は 35,992 千円で執行率は 57.0%である。

(a) 児童館運営費 4,942 千円で執行率は 61.2%である。  
主なものは臨時職員賃金 2,829 千円、需用費 1,326 千円である。

(b) 放課後児童健全育成事業費 28,495 千円で執行率は 59.6%である。  
主なものは臨時職員賃金 21,567 千円、需用費 5,953 千円(賄材料費 3,372 千円、電気使用料 1,256 千円他)である。

(c) 地域子育て支援拠点事業費 2,154 千円で執行率は 31.4%である。  
主なものは臨時職員賃金 1,765 千円である。

(d) 子ども会育成連合会助成事業費 400 千円で執行率は 100.0%である。

e 児童厚生施設整備費

支払額は 81 千円で執行率は 19.2%である。

エ 時間外勤務については 1 人当たり月平均 38.18 時間と庁内 2 番目に多かった。(庁内 1 人当たり月平均 18.89 時間)

オ 前回監査時の指摘事項に対する処理状況報告書

(7) 指摘事項

放課後児童クラブ徴収金は 8 月末の調定額が 39,000 円過少計上となっている。

(内容)

(1) 調定が未実施のもの

4 月調定額 47,000 円 (7 人)

(2) 調定額が過計上のもの

ア 5 月減免分 3,500 円 (1 人)

イ 6 月減免分 3,500 円 (1 人) 及び減免分 1,000 円 (1 人)

したがって、吉田町財務規則第 48 条に基づいて適正に徴収の手続きが行われているとは認め難い。

今後においては、財務規則を遵守し、的確な内部統制を図り、徴収の手続きを適正に行うべきである。

(イ) 処理状況報告

放課後児童クラブ事業については、事業実施を施設側で行うのに対し、利用者負担金の調定はこども未来課で行うことなどから、事務連絡の不徹底などにより調定の過少計上となる事態を招いた。

そこで、事業にかかる一連の事務の流れを改めて確認し、調定計上においては、減免申請書が提出され起案後、課長決済を得た時点でこども未来課担当職員は、すぐに調定を起こすことを再確認した。

なお、徴収金の収納は、入所及び途中退所者又は土曜予約キャンセルなど、細かい処理が必要なため、途中入退所等増減額、訂正額、調定額、収入額が明らかになるよう「放課後児童クラブ徴収金一覧表」を作成し、毎月集計することで納付の履行を確認することとした。

さらに、事務処理のフローチャートを作成し、的確な事務処理を図るよう改めた。

以上の内部統制を行なうことで、調定事務及び収納事務の適正化を図ることとした。

## (2) 監査結果

指摘事項を除き、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

## (3) 指摘事項

ア 職員による「放課後児童クラブ徴収金」の横領事件が発生したことは、大きな問題である。定期監査時点においても刑事事件として警察当局の捜査が行われている。不祥事の発生要因として、現金収納事務を2名体制でなく、1名体制で執行されていたことで牽制機能が欠如していたこと等が挙げられる。

3年連続、同一課において指摘事項が生じたこと、特に本年度は横領事件という不祥事が発生したことを真摯に受け止め、深く反省されたい。

既に、監査時点では町当局は現金取り扱いの適正化を図るべく、検討、実施されていた。

今後については、不祥事が発生することの無いよう、適正な現金収納事務に努められたい。

## イ 保育園の遊具点検について

こどもの安全確保を目的として遊具点検は実施するものであるにもかかわらず、以下に述べるように不適切な事例がみられた。

(7) 点検業務業者による未点検遊具について

点検業務委託仕様書に定める、別紙・点検業務対象遊具一覧表に記載されているにもかかわらず、遊具点検結果報告書に記載がない未点検遊具が9件あった。

こども未来課の遊具点検の責任意識が欠如している表れであり、速やかに点検業者への是正対応を図るべきである。

(イ) 点検諸帳票の番号・遊具名の不一致について

こども未来課作成の遊具点検業務対象遊具一覧表の番・遊具名と添付遊具写真の番号・遊具名の不一致と業者作成の遊具点検結果報告書の番号・遊具名（写真付き）が一致しないものが散見されたので整合性を図り、こども未来課と業者が統一された番号・遊具名とすべきである。

今後については、遊具点検の目的「こどもの安全確保を図る」を常に念頭におき、適正な遊具点検に努められたい。

2 こども発達支援事業所（愛称 すみれ）

(1) 事務事業の概要

ア 設置等の経緯について

1人ひとりの子どもの成長に合わせた個別支援計画に基づいて行う個別活動や小集団活動の中で、成長発達を促すことをめざした療育施設として設置したものである。

平成26年4月、定期通園と並行通園を主とした療育を行う事業所として発足したが、早期療育の必要性から平成27年度における試行を経て、平成28年4月から親子通園を開始した。

対象児童は吉田町に住所を有する3～5歳児で主として発達障害児、知的障害児としている。

児童数は年々増加しており、初年度は「事業所からの勧め」が多かったのに対し、2年目以降は「保護者自身の考え」が多くなっており事業が次第に理解されて受け入れられてきていることが窺える。

なお、年度途中での事業所の利用や並行通園から定期通園への変更、また、利用児童における利用継続の傾向等から、少人数での関わりの必要性が理解されてきていることが窺える。

親子通園については健診等を経て利用につながるが多いため、毎年度後半につれ、利用者数増加の傾向がみられる。

イ 取組について

保育士・指導員と児童との関わりについては、国の基準の上限（1:5）を上回る（1:3）で取り組んでいる。また、保育者は1クラスを複数で受け持つものの、担当する児童は決まっているという「担当制」をとり、個別支援計画に基づき、個別及び集団療育を行っている。

なお、児童に対し行うのと同様に、下記の通り、その家族に対してきめの細かい指導、支援に取り組んでいる。

記

- ・連絡ファイルの活用
- ・保育参加日の設定
- ・保護者面談および「はるかぜ相談」の実施
- ・小学校、支援学校の授業見学（保護者）及び授業体験（児童）
- ・保護者会との連携による座談会、勉強会の開催

ウ 施設の概要

（平成 29 年 12 月 31 日現在）

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	定員 (人)
吉田町立 こども発達 支援事業所	吉田町 川尻 791	12,469 (全用地)	684	鉄筋コンクリ ート造平屋建	30

エ 職員数は 11 人である。（平成 29 年 12 月 31 日現在）

内訳は所長 1 人、主任保育士 3 人、保育士 1 人、臨時保育士 5 人（児童発達支援管理者 1 人含む）、臨時指導員 1 人である。

オ 歳入及び歳出(再掲)については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。)

(ア) 歳入

- a こども発達支援所利用者負担金  
収入額は 1,365 千円で執行率は 86.1%である。
- b 児童発達支援事業収入  
収入額は 11,925 千円で執行率は 100.0%である。

(イ) 歳出

- a こども発達支援事業費

収入額は 13,858 千円で執行率は 56.3%である。

カ 定期通園

(ア) 療育指導目標

- a 基本的な生活習慣を身に付ける。
  - ・ 自分でできる力が育つように、個々にあった支援をしていく。
- b 人とかかわる力を育てる。
  - ・ 身近な大人との信頼関係を築き、友だちにも関心を持てるように支援していく。
- c 丈夫なからだをつくる。
  - ・ 生活リズムを整えながら健康を保ち、体力をつける。
- d 家庭と協力して支援する。
  - ・ 保護者との信頼関係をつくり、子どもの発達を共有していく。

(イ) 利用日程 月～金（ただし祝日を除く）

(ウ) 時 間 9：00～16：00

(エ) 対 象 児 3～5 歳児

キ 並行通園

(ア) 目的

- a 発達が気になる児童とその家族を対象に、一人ひとりが主体的に表現できる場とする。
- b 児童が通う幼稚園・保育園生活が安定して楽しく暮らせるように個々に合わせた支援をしていきながら、園と共通理解が図れるようら連携を取っていく。また、家族が児童の姿を理解し、安心して子育てできるように支援していく。

(イ) 利用日程 週に 1 回（グループ別：月曜、火曜、金曜）

(ウ) 時 間 14：45～16：00

(エ) 対 象 児 幼稚園、保育園に在籍している 3～5 歳児  
（在宅児、可）

ク 親子通園

(ア) 目的

- a 保健センターで実施している健診やわかめサークル等で療育が継続的に必要と判断された子どもや保護者に対し、専門的な指導や助言を行い、子どもの心身の発達を促していく。



b 親子のスキンシップを図り、愛着関係が築けるように支援する。

c 色々な活動を通して、言語理解や集団生活に必要な力を育てる。

(イ) 利用日程 週に1回(木曜)

(ウ) 時間 9:45~11:00

(エ) 対象児 おおむね2歳半から3歳になる子どもとその保護者

ケ 児童数は次のとおりである。

(ア) 定期通園

3歳4人、4歳9人、5歳児7人の合計20人であり、男17人、女3人となっている。

(イ) 並行・親子通園

2歳4人、3歳4人、4歳児8人、5歳児2人の合計18人であり、男10人、女8人となっている。

コ 保育状況を視察したがどのクラスでも児童のおちついた様子がみられた。

サ 時間外勤務について

月平均1人当たり17.47時間であった。(庁内月平均1人当たり18.89時間)

(2) 監査結果

財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。